

## 農業農村整備事業の地方財政措置の充実を求める意見書

農業農村整備事業は、稼げる農業を実現し、また国土強靱化を図るにあたって、必要不可欠な施策である。本県においても、これまで農地、農業水利施設等の整備を干拓地から中山間地域に至る県土の広い地域で行ってきたことによって、野菜や果樹等多様な営農が可能となり、また豪雨や地震等の災害時における県民の生命、財産に対する被害が軽減されてきた。

今年度の農業農村整備事業関係予算は、昨年度補正予算と合わせ、平成21年度予算を上回る5,800億円が確保され、本県としては、今後とも農業農村整備事業関係予算を積極的に活用し、老朽化が著しい排水機場、地震後の営農再開に伴い必要性が高まる農地や農業用水路等の整備を加速化し、地域のニーズに応じていく考えである。しかしながら、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえると、必要な事業に取り組みつつ安定的な財政運営を行うためには、地方財政措置の充実が必要である。

よって、国におかれては、下記の点が実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 緊急性が高いため池、排水機場等の整備を加速化するための公共事業等債の充実を図ること。
- 2 団体営事業において、地方公共団体の負担割合に関するガイドラインを設定した上で、公共事業等債、辺地対策事業債、過疎対策事業債を適用すること。
- 3 農地や農業用水路等の整備を行う非公共事業の市町村負担について、公共事業等債と同様の地方財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

熊本県議会議長 坂田孝志

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	吉川貴盛様